

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(平成28年3月2日)

○ 森 智広委員長

皆様、おはようございます。本日、産業生活常任委員会を開会させていただきます。

冒頭にご報告といたしますか、昨日、市立四日市病院の状況説明ということで、金曜日の朝一からの議案審議前に時間をとるということでした。昨日委員会を終わりました理事者と協議した結果、あすのお昼の一番で資料の準備の状況と答弁の方向性、審議の方向性について報告があるということですので、あすの午後一ということでご理解いただきたいなと思っております。

○ 諸岡 覚委員

ちょっと確認です。それは資料を出してもらえるということではなくて、資料を出すか出さんかの報告がもらえるという意味ですか。

○ 森 智広委員長

済みません、細かく説明しますと、病院のほうに、ご遺族の方に、資料を出してもいいかというのを弁護士を通して確認していただいております。その了解が得れば、あすの昼に資料が出ると思います。出なければ、そのときはそのときでの対応になると思います。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、今の段階では出るか出やんかはまだわからんよと、そういう状況なんですか。

○ 森 智広委員長

そうです。

○ 諸岡 覚委員

はい、了解です。

○ 森 智広委員長

昨晚から対応していただいております、まだはっきりしていない状況なので、今確認中ということです。今流動的なので、あしたのお昼ということでご理解ください。

○ 伊藤修一委員

参考までに、遺族というのは何人か、たくさんみえるんですか。

○ 森 智広委員長

3人の連名らしいんですね。だからそれぞれなんです。だから少し時間かかっているところなんです。

○ 伊藤修一委員

今回もこの3人の方が、全員が同意がないとできやんというような。

○ 森 智広委員長

病院はそういう理解です。

○ 伊藤修一委員

そうやな。当然やわな。

○ 森 智広委員長

はい。だから少し時間がかかるということです。

○ 中森慎二委員

それは方便で、実質1人なんです。全然問題ないとおっしゃってみえるんで、もしそれが違うということやったりするのやったら、ちょっとそれは代理人とのあれがちょっとおかしい話で、一昨日も遺族の方にある方を通じて確認したら、ぜひそれはお願いしたいと。遺族の方はこう言っているんですよ。こういうことが今後ないようにしてほしいんですよ。だから議会にもちゃんと報告をしてほしいということが趣旨だということなんで。

○ 森 智広委員長

わかりました。

病院とも話をしたんですけれども、そんな別にどうのこうのしようということではなくて、とにかく3人の連名があるので、とにかく3人には確認はしなければいけないという形式的なハードルというか、そういうのは一応あるということだけ共有はしたので、その先どうなるかというのは、今対応してもらっていますので、また状況わかりましたら、それ以前にもタイミングがあればご報告していきたいなと思います。

10 : 03 休憩

11 : 14 再開

○ 森 智広委員長

皆さんおそろいですので再開をさせていただきます。

理事者入れかえていただきまして、これより予算常任委員会産業生活分科会としまして、市民文化部中、男女共同参画課、市民課、あさけプラザ所管部分の議案について審査を行います。

まず、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目あさけプラザ費、第16目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費についてを議題といたします。

議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第12目 あさけプラザ費

第16目 男女共同参画費

第3項 戸籍住民基本台帳費

○ 森 智広委員長

本件については議案聴取会において追加資料の請求がありませんでしたので、質疑より

行います。

ご質疑のある方は挙手にてご発言願います。少し準備の時間をとります。もうよろしいですか。

○ 伊藤修一委員

前日までのあれで、あさけプラザの件で少しお話しさせていただいておったと思うんです。健康福祉に関係して使用している市民文化部所管施設についてという資料をいただいて、あさけプラザの管理運営費7015万円というお金の中の健康福祉関係施設という部分についての運営管理についてのお話をさせていただけたらと思うんです。

まず一つは、せんだってからお風呂について、いろいろ骨を折っていただいて、バリアフリーというか、以前に比べると本当に使い勝手のいいようにご配慮いただいたことについて、ありがたいなということをもまず思っております。今回これで少し利用者の方の利便性も当然ふえると思うんですが、このお風呂の施設利用については、今後利用者の規定というか、どういうふうな考え方をされていかれるのか。当初から高齢者ということは伺ってはいるんですが、そういうふうなバリアフリーも少ししていただいたということで、どの辺までの利用が見込まれているのかお伺いしたいなと思うんです。

○ 岡本あさけプラザ館長

あさけプラザ館長の岡本です。平成28年度の当初予算、管理運営費の中の7015万円のうちの約930万円程度がここに記載してございます健康福祉施設関係の管理運営費の予算でございまして。これには光熱水費と、あと清掃業務委託が入ってございまして。そして、浴室でございまして、10月中旬ごろから改修を行いまして、2月29日にようやく完成したところでございまして、3月1日、きのうから試運転を実施いたしました。それで3月5日から本稼働ということで考えてございまして、何とぞよろしく願いいたします。

今後の運営につきましてですけれども、このあさけリージョンプラザの管理計画を立てる中で、60歳以上ということで規定してございました。その運営を現在も続けておるところでございまして、何分社会の情勢で、もう少し体の弱い方、足腰の弱い方も入浴できるようにしてはどうかというご意見も頂戴いたしまして、今回バリアフリーの改修を行ったところでございまして。スロープの設置とか手すりの設置とか、あと段差の解消等々を行ってまいりました。今後につきましては60歳以上の高齢者ということ、老人福祉センター並

みに行くということで引き続き継続してまいりたいと思いますが、この改修によりましてより多くの高齢者が利用できるものと考えております。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤修一委員

ちょっと考え方なんだけれども、健康福祉施設なのか、高齢者福祉施設なのか、そこらはどういうふうな決まり、決めになっておるのか、まずそこから少しお伺いしたいんですが、いかがですか。

○ 岡本あさけプラザ館長

済みません、ちょっと説明不足でございました。福祉施設は浴室と集会室、あと健康施設といたしましては機能回復訓練室となっております。福祉施設につきましては60歳以上の方、健康施設は40歳以上の方という区分にしております。

○ 伊藤修一委員

年齢で切っておるということで理解をさせていただきますけれども、そうすると、風呂の今回バリアフリーをしていただいた部分については60歳以上の方と。60歳以上の方で、ある意味このバリアフリー化によって対象となる、いわゆる利用者の利便性が広がったわけですので、ある程度従来どおりの利用者プラス何かそういう要支援とか、介助という言い方はおかしいけれども、少し要支援になっているとか、要介護の人はちょっと難しいかわらんけれども、要支援の方ぐらいまでは利用できるのかどうか、そこら辺はいかがですかね。

○ 岡本あさけプラザ館長

要支援でもレベル程度があるかと思うんですけれども、手すりを使って1人で入浴できる方につきましては利用できるかと思えます。

○ 伊藤修一委員

そうしたら、介助が要る方は当然ちょっとご遠慮くださいと。高齢者のデイサービスとかそういうところで利用してくださいと。ただ、自力で自立して入浴できる方で少し心配な人はこの施設利用できますよと。ということは、要支援がだめとかそういう部分では、

あくまでもそういう規定はないということで考えていいんですかね。

○ 岡本あさけプラザ館長

60歳以上という規定だけで、1人で入浴できる方については入浴していただく、それ以上の規定はございません。

○ 伊藤修一委員

わかりました。そうすると、この施設自体が中央老人福祉センターさんとか西老人福祉センターさんと同じ目的なり施策の上で立ち位置があるような気がするんやけれども、その辺で、あさけプラザとしてその施策の整合性というのはどうなんですか。

○ 岡本あさけプラザ館長

他の2カ所の老人福祉センターに比べてやはり職員配置の面では不十分でございます。他の老人福祉センターには看護師の配置とか介護士の配置がございますけれども、あさけプラザにはございませんので、健康福祉部のほうといろいろ連携なりアドバイスを受けながら、現状の職員の中で老人福祉施設的な役割を果たしていきたいと考えております。

○ 伊藤修一委員

老人福祉的なのというか、もどきというかそういう部分やけど、四日市全体のバランスを見ると、日永に中央老人さん、西老さんは県、下海老、そうすると北部のあさけプラザの役割というのはバランス的に見てもとても大事で、同じ施策のもとで同じ人員配置で同じ利用ができるような、差別や区別やなしに。せっかくバリアフリーでお金をかけてたくさん費用を入れているわけで、年間930万円ぐらいの予算をつぎ込んでいるわけで、じゃ足りないのは何なんだということを見ると、やっぱり福祉的な施策をバックアップする、そういう職員配置ができていないと。そうすると、その職員配置ができれば、この施設というのはある意味もっとこれからのそういうふうな地域の大きな役割を担っていける施設になるはずだけれども、市民文化部が今所管しているからできないというんだったら、これは課題なり問題点がここにあるということじゃないですか。いかがですか。

○ 岡本あさけプラザ館長

ご意見はよくわかりますし、ご意見のとおりだと思いますけれども、きのうも部長のほうからご回答ありましたように、あさけプラザの当初の設立、総合的に一元的に管理運営するという目的がございました。その目的に沿って今管理運営を行っておりますが、今後とも社会情勢を見きわめまして、今後の地域包括ケアの中で必要性が求められるのであれば、今後とも健康福祉部と検討、相談をしていく必要があるかなというふうには考えております。

○ 伊藤修一委員

健康づくりのほうの部門には健康福祉部の職員さんがバックアップに来てもらって応援してもらおうというふうなことを連携をされてみえるのと違いますか。

○ 岡本あさけプラザ館長

健康福祉部の機能回復訓練室のほうに週2回、火曜日と金曜日に保健師の方を健康づくり課の派遣でお越しいただきまして、健康相談、あと血圧測定等々を行っております。

○ 伊藤修一委員

ということは、結局市民文化部の所管しているあさけプラザというのは場所を貸しているテナント屋さんで、中身の施策については、本来ならば健康福祉部がやらなあかんことを、健康福祉部がやっていただけないので、場所だけ貸しておるといふ、そういう理解でいいんですか。

○ 岡本あさけプラザ館長

場所もお貸しはしておるんですけれども、あさけプラザといたしましても自主事業として、高齢者に対する健康体操ということで高齢者福祉対策も行っております。

○ 伊藤修一委員

そういう部分であれば、複合施設だから一元管理という、そこにやっぱり問題点があるんじゃないかなと思うのね。だから、東橋北の問題とかそういうのを見ると、スライスして、それぞれの機能が果たせるように予算なり事業なり責任を持って一つの建屋を有益的に利用している現状がある中で、いつまでこれを複合施設だから一元管理というその縛りでやっておるのか、そこに問題があるから先に進めないような気がするのね。逆に一つの

建屋の施設でも、文化の部分、図書館の部分、ホールの部分、いろんな部分で市民の生活やまちづくりの部分で、餅屋は餅屋で市民文化部が持ったほうがいい機能は当然あると思うんだけど。

これから時代の要請で、さっき地域包括ケアとかおっしゃられてみえたけれども、まさにその時が来ておって、これからどういう役割を持つんだと。北部にエアポケットみたいな部分で、中央老人や西老とまた全然違う、おくれた形で足を引っ張っているようなことではなくて、三つの施設が全市的にきちっと機能できるようにするには、やっぱりあさけプラザの管理運営のあり方というのは考えていくべき時期に来ているんじゃないかと思うんだけど、それはやっぱり一元管理ということにこだわるんですか。

○ 岡本あさけプラザ館長

他の2カ所の老人福祉センターと比べてあさけプラザに関してはさまざまな施設を管理運営しております。子供からお年寄りまで多くの幅広い人々がお越しに楽しんでいただいておりますので、その中で高齢者の方も子供と触れ合いながら、人とのつながりを職員がサポートしていく中で高齢者福祉の施策の一翼を担うことができると考えておまして、あさけプラザとしては市民文化部で今のところ一元的に管理したほうがいいのかなというふうに考えております。

○ 伊藤修一委員

管理というか、建物の部分でボイラーを直したりいろんな修繕したり老朽化の部分とか、それは長年の管理をやられているところはよくわかってみえると思うんですけど、施策としてやっぱりそういう部分で職員の充実——中央老人なり西老並みの充実——を図っていくということはある話やと思うのね。何のためにそんなバリアフリーの予算をしっかりと取って利用者の利便性を上げてきたかという、たくさんの方が来ていただいて、健康でその地域で住んでいただくためには、やっぱりお風呂があるという魅力を最大限に伸ばしていくために、付加価値を高めていくというのはあるはずだけど、今の市民文化部ではこれ以上の能力はないということだけが浮き彫りになっているんじゃないですか。その辺については部長も全庁的に一回検討しないといけないんじゃないかと思うんだけど、どうですか。

○ 前田市民文化部長

昨日もあさけプラザの設立の経緯から申し上げましたけれども、現状においては一体的に効率的にやっていきたいという考え方を持っておりませんが、個別のいろいろな施策、例えば福祉施策なんかはいろいろな時代に応じて動いてくるということは現実にあるわけですし、それを北部にあるあさけプラザ、その面から見てどういうふうにそれを有効に生かしていくかという考え方も当然上がることですので、このあたりについては一回健康福祉部とも、そういうご意見があるということも踏まえてよく話し合いをしていきたいと思っております。やっぱり限られた施設を少しでも市民のために活用していくという視点は重要だと思いますので、そのあたりの考え方も我々からも健康福祉部へ十分伝えて、一回議論をしっかりとしてみたいというふうに思っております。

○ 伊藤修一委員

また課題として認識していただいて、またことし、28年度予算期間の中で積極的に協議をいただいて、せっかくそういうハード面がよくなってきているので、ぜひ中の充実を目指して、どういう連携ができるか、それこそその部分について本当に餅屋は餅屋の部分がやっぱり求められているんじゃないかなと思うので、利用する市民の皆さん方のニーズもよく聞いていただきたいと思います。

続いてよろしいですか。

○ 森 智広委員長

はい。

○ 伊藤修一委員

じゃ女性施策、男女共同参画で、前回からお話しさせていただいておるんですが、相談業務。この間も何か話があったのは、相談に行ったんやけど相談員さんがおらんで、ちょっときょうは遠慮してくれというような話があったと聞いておるんやけども、そういう部分では相談員さんの役割はとても大事なんだと思うんだけど、ことし、本年度も相談員さんが見つからんというて欠けておるとか、その上で相談員が何か都合が悪いとなるとやっぱり相談がきちっとできていないというようなことの印象を受けたりするんだけど、実際来年度はその相談員さんの部分で稼働していけるのかどうか。

それから、相談員さんがおらん場合は管理職なり市職員の人がかかわってその対応すると

いうことはしないのかどうか、そこらはいかがですか。

○ 川尻男女共同参画課長

相談員、一応今3人ということで当たっておりますけれども、一時期1人退職しまして2名になっておった時期がありました。ことしの1月からですけれども、3人の体制で今進んでいております。その中で、年休をとってもらったりとかしますもので、2人になる場合、この日は2人とかいうときもあります。その中で、さっきおっしゃってみえたようなケースが1件ありました。急に、緊急に面接という必要が出てきたところがよそのところでありましたもので、そのときはちょっと申しわけなかったんですけれども、しばらく待たせていただいて、時間少しちょっと見えなかったというのもありましたもので、そちらのほうに向かわせていただいて、その後にお見えになった方に丁寧にお断りさせていただいて、また日を改めて来ていただいたというところはありません。

もしそのような場合に、相談員が対応できない場合ということなんですけれども、管理職のほう——管理職は私今1人の体制なんですけれども——が当たるということは現実にはしておりません。突然見える方というのがありますもので、幾らかのお話は伺うといいますか、相談には乗れませんもので、幾らかのお話、なぜ見えたかというようなところは聞き取りはさせていただいて、緊急の必要があるかというところは聞き取りはさせていただきます。うちの相談もDVというのがふえておりますもので、緊急で対応が必要ということになりますと、そのあたりは対応させていただくということになりますけれども、一般的に相談窓口でしてございまして、相談員にかわって相談を受けるということは今管理職ではいたしておりません。

○ 伊藤修一委員

ちょっと複雑でわからなくなってしまうただけでも、まず疑問になるのは、管理職はしていないと。管理職はしなくてもいいというのか、管理職だからできないのか。用件は聞き取るということは、相談員がいなくてもそれはできると思うただけでも、そのレベルとして、管理職は1人しかいないからできないということなのか、ちょっとよくそこらの説明がわからないので、もう少し丁寧に話してもらえますか。

○ 川尻男女共同参画課長

済みません、ちょっと説明が下手で申しわけないんです。管理職だから受けていないということではなく、相談員のほうは相談をある程度受ける体制ができているというか、研修なりもさせていただきまして、受け入れる引き出しを持った者が受けております。相談に乗るというのは、資質として相談員の業務ができるようなことの訓練は受けておりませんもので、相談員としては出ておりません。突然相談に見える方でも、普通に相談を聞いてほしい、電話でなくて面接で相談を聞いてほしいと言われる方もみえますので、大体の方は1回で終わらないことになります。そうしますと引き続いて相談員が受けたほうというか受けるべきやというのもありますもので、相談の内容に関してはこちらのほうでは見え方にかかわらないようにしております。

新しく採用した相談員につきましても、すぐに面接に対応しているということではないですもので、幾らか——うちのほうの中の独自のですけども——研修というか期間を設けて、対応できるようなことで、もう大丈夫というふうになってから相談業務に乗らせていただくという形をとっておりますもので、何もわからずに、普通に公務員として経験を積んできた経験で受けれるようなものではないというふうに思っておりますもので、相談員としてきちんと受けれるような状態になった者が相談業務を受けるということでしております。済みません、ちょっと下手で。

○ 伊藤修一委員

女性相談って結構重たい話で、緊急性のあるというのはよくわかるんです。だから、結局3人おるところが1人欠けておったとか、また、2人おるはずだけでも病気でおらなんだとか、緊急性の用事があるって、結局手薄になっておるといのは現実ある話なんだかなと思うわけ。だから逆に言えば、一般の事務をやっている人や嘱託や臨時の人にどうのこうのじゃなくて、誰でもできることじゃないんだけど、そうしたら、管理職という人がおるんやったら、その全体の管理をしてみえるわけだから、その人は、私はできませんというわけじゃなくて、私もじゃ相談員としての研修ぐらい受けてもらって、そして相談業務もフォローに入ったらどうなんですか。

○ 川尻男女共同参画課長

今相談室のほうで男女共同参画センターの中の業務の一つになっております。一旦相談に入りますと、電話相談は基本は30分、面接に入りますと1時間を基本にしております。

ただ、1時間で終わらない場合も多々あります。そうしますと1時間から1時間半ぐらいがそちらのほうの面接ということでとられていることになります。そうしますと、センターの業務の中の一つではあるんですけども、申しわけないんですけども、そこまでとられている時間がないというのもありますし、研修につきましても、1日行って終わりというようなわけにもいきませんもので、うちのほうで独自でスーパーバイザーという方に来ていただきまして、何回かやりとりをしながら研修をしております。その中でできるような、相談員として相談を受けれるような体制になってから受けるという形をとっておりますもので、管理職であっても、ぼっと行って相談を受けれるというようなものではないというふうなものだとは思っております。

それなりの研修を積んで、知識、経験とかがないと、話を聞くだけで終わらないですもので、何らかのやりとりをして返しをしながら次につなげるということになりますので、一旦その方に相談員がつきますと、ずっと同じ相談員でその方のお話を聞かせていただくことになりますので、そうしますと、一旦聞いてしまうと、次どうするというのがありますので、そちらのほうでも最初に見える方で本当に緊急性を持って見える方もみえますので、そのあたりの選別というのはさせていただいてはおりますけれども、それ以上のことにつきましては相談員が最初から受けさせていただくという形でしております。

○ 伊藤修一委員

ますますわからなくなってきて、スーパーバイザーという人は相談員なのかどうか。3人おるといのは、スーパーバイザーというのはその3人の中の1人なのか。

○ 川尻男女共同参画課長

済みません、3人は普通に婦人相談員としております。婦人相談員のメンタルケアとか資質の向上ということで1人スーパーバイザーという方をお願いをして、定期的に来ていただいております。

○ 伊藤修一委員

だから、逆に言えばもう一つまたおるわけですよ、3人プラス1が。結局、訪ねてきて相談をお願いするという方に、重い軽いとか幅が広いとか、いろんなコーディネートする一番最初の入り口できょうはだめですというふうに帰されてしまうと何しに来たのかわか

らなくなっちゃうし、逆に、きちっとある意味本人さんが納得する話をして聞いてくれば、そういう部分であっても、また次回ねということでもよく理解できると思う。でも、納得できやんままではるばる来て帰っていくと、ここの施設は一体何なんだろうかと。職員を優先して、管理を優先して、利用者である市民や女性を優先しているのかどうかよくわからなくなる。どこまでが自分たちの業務を守るためのマニュアルなのか。視点がどこにあるのかがよくわからなくなっちゃうんだね。

管理職だから、最後まで面倒見よとは言わないです。管理職はやっぱりそういうピンチヒッターでフォローしてくださいと最初から私言っているわけだから、そういう部分で、携われないというわけじゃなくて、全体の責任者としてその業務にかかわる、そういう心意気がないと利用者の方の心が離れていくんじゃないかという問題提起があるということを行っているわけなんだけど、理解できないかな。

○ 川尻男女共同参画課長

うちの相談体制なんですけれども、まずは電話相談からということにしております。なので基本的には電話をかけていただいて、相談員のほうが電話の面接の中で必要ということを見判断しましたら次面接につなげるという形にしております。一番最初は本当にいろんな相談からありますもので、こういうふうに言うとあれなんですけれども、緊急性というところでいきますとやっぱり優先がかかってきます。電話だけで終わる方もたくさんみえますし、かえってそのほうがいいという方もお見えになりますので、まずは相談員が電話でお話を聞いてからということではさせてもらっております。

その中で、突然見えられる方ということでも、緊急性を持って突然見えられるという方ばかりではないですもので、いきなりとにかく会って話を聞いてほしいということで悩み相談のような形で見える方もみえますので、そのあたりは、もしそういう方が見えたら、私のほうで話を聞かせていただいて精査をさせていただくという形にはしております。

○ 伊藤修一委員

専門の人が緊急性とか重い軽いを判断するのは職務、業務の中で練習しておるけれども、訪ねてくる人にとってみたら毎日が緊急性で、毎回重たい話を引きずって持っているわけで、やっぱりそういう部分で、今の体制できちっと対応できやんようやったら職員をふやすか、それか、出先におらんと本庁に来て、本庁の中でいろんなネットワークでその

人の話を聞いて、すぐさま対応できるワンストップサービスができるような体制をやっばり持つべきと違うやろか。その辺はどうですか。

○ 前田市民文化部長

ご指摘の点、今回タイミング的に私どもの体制が十分にとれずにご迷惑をおかけしたケースがあったということについては非常に反省をいたしております。基本的には、どういう事情でお見えになってもきちっと対応できるような体制にしていくというのが一つの姿であろうというふうに思っておりますので、今般、1月に相談員体制が3名体制にもう一度戻すことができましたので、あと1名の方、新たな方も早く熟練を重ねてもらって相談が十分できるようになっていただくということを我々もサポートしていきたいと思っておりますが、今検討しておりますのは、前回、先日山口議員からの一般質問でもお答えをさせていただいているように、相談員3名を統括するような職員を配置して、そういった相談員のサポートを直接行うとともに、万が一相談員が欠けるようになった場合にもそういったフォローを直接行えるような体制づくりを速やかに確立していきたいというふうには思っております。今、鋭意総務部とその辺の人の手当てが何とかできないかということで協議をしておりますので、できる限り体制に持っていけるように努力はしていきたいというふうには思っております。

それから、今、男女共同参画課長が男女共同参画センターの所長を兼務しておりますけれども、所長兼務であるという認識をしっかりとって、全体のいろいろな問題に対してもう少し真摯に取り組んでいくということは姿勢として重要であると思います。研修も含めて、管理的な立場として必要な資質の持てるように努力をしていくようにしていく必要があるというふうには思っております。

○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。

部長からそういうふうな今後の方向性も含めてまたお話しいただいたところで、来年度、少しでも早くからぜひ実施をしていただきたいと思います。そういう部分で、市職員の役割というか――余りにもスーパーバイザーさんとか、相談員さんのそういうメンタルな部分もあるわけやけど、遠慮してもらって、立てるといいう言い方はおかしいけれど――役割としてどういうふうな位置関係にあるのかと。スーパーバイザーさんはありがたい、

ありがたいけれども市の職員としてはどういう立場なのかなという。だから、相談員さんも、市の職員ではないけれどもやっぱり重たい仕事をしてもらっている。だから、逆に言えばお互い、ウィン・ウィンという言い方はおかしいけれども、境界をつくって、ここは立ち入らないとかここへ入らないとかそんな問題じゃなくて、やっぱり市の職員が全体のフォローをしていくという、そういう姿勢をしっかりと持っていたきたいなということをお願いしておきたいと思います。

あわせて、DVの予防教育、予防講習も直営というか、そういう講習というか指導者を育ててやるという方向性になっておると思うのね。それも一つはあると思うんやけども、そうしたら市の職員の人はそういうふうな予防教育の講師はしないのか、その辺は実態どうですか。

○ 川尻男女共同参画課長

今現実に学校に講師に行っていていただいている方は私どものほうでお願いをして、ファミリーテーターというか、民間の機関の養成講座を何日間かかけて受けに行かれた方ということで何人か三重県にもみえますので、その方をお願いしております。今後については、やはりもうちょっと身近に、さっとお願いできて来ていただける方ということも必要かということで、今私どものほうで養成講座もしております。職員がそちらのほうで、学校の子供たちに教えるとなるとまたちょっと変わってきますもので、難しい面もあるかとは思いますが、職員のほうもその養成講座のほうに、時間がある限りですけれども入らせていただいて何らかの勉強はしてきております。ただ、今学校のほうに同じように入ることができるかということ、ちょっと難しいかとは思っております。

○ 伊藤修一委員

だからさっきと理屈はまた一緒に、外注に出すという考え方はあってもいいと思うんやけど、市の職員もそういう講座を受けて勉強していると。けども実際現場に行かないと。忙しいのか何なのかわからんけど、それはやっぱり現場の肌感覚というか、外注に全部委託で出してしまうと、それこそ管理職という形で、その人たちをひもで引っ張っておるような部分で見えてしまうようなことになっても困ると。せっかく市の職員も講習を受けておるんやったら、全員が年に1回は現場へ出て、肌でそういうふうな講座を持って、やっぱりそういうふうなことをやるべきじゃないのか。それができないというんだったら職員体

制、もちろんこのことも含めてやっぱりふやすなり、業務を見直すなり。市の職員だからまた線引きをして、別やと。これはあくまでもそういうふうな委託で、そういう講座を受けた民間の人しかできないんじゃないかと、市の職員も一緒になってやるという、そういうふうな姿勢だけお願いをしておきたいと思います。できないんですか。

○ 川尻男女共同参画課長

今、それこそ今年度も去年もですけれども、中学校なりでするときには職員のほうも一緒に行って現場では講座のほうを見てきておりますし、一緒に勉強させてきていただいているということはあるんですけども、講師として赴いてということになりますとそれなりの準備も要りますので、そこまでのことをしている時間がないというのが今の現実にはあります。

○ 伊藤修一委員

だから全然施策が進まないということもあるわけで、裏返しなんよね。業務がそれだけ大変だったら人員をふやしてもらおうように総務部に要望していかなあかんし。だから、本当にいろんなことで大変な業務だということをおっしゃってみえるんだったら、ある意味いろんな施策の中で何が足りないのかということをしっかり訴えていっていただいて、市の職員がどうかかわるべきなのか、市の職員として何をしていくことが必要なのか、そういう部分で施策がどんどんおくれていくようなことがあってはならないので、ぜひそういうことも含めて28年度体制を検討していただきたいと思います。

○ 森 智広委員長

意見でよろしいですか。

関連で、中森委員。

○ 中森慎二委員

もうお昼になると思いますので、ちょっと資料もあわせて、今の中で体制の現状を口頭ではご報告いただいたんですが、そこらあたり書面でどんな体制になっているのか、時間帯も含めてね。その相談員がどこにいるのかということと、それから相談件数というものが、例えば平成26年度、27年度でどのような状況になっているのかというあたりも教えて

いただきたいんですよ。

このDVの話は非常に大事なことで、全国的にも命にかかわるような話が事件として発生してきているので、私は、いじめと虐待とDVというのは相談の中でも特筆すべき、特に命にかかわるような相談に関係してくると思うので、伊藤さんがおっしゃったような体制については非常に大事なことがあると思っていますよ。

うちの会派でもいろいろ議論していた中で、相談電話を入れてもつながらないと、こういうような苦情もいただいているようなんです。例えばお話し中のときの、今別の相談を受けているのでご連絡いただければこういう対応ができるとか——そういう案内を入れているのかもわかりませんが——そういうような状況もどうなっているのか、現状についてちょっと教えていただいて、昼からの議論の中でその辺も踏まえて議論したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 森 智広委員長

そうしたら昼明けに女性相談の体制の資料も用意していただいて、そこでまた質疑再開でよろしいですか。

○ 中森慎二委員

2時からですね。

○ 森 智広委員長

2時からです。そうしたら本日の午前中の審議はここまでとさせていただきます、私の都市・環境常任委員会への参加の理由で、2時に戻ってこれれば2時再開ということで、2時までに終わっても2時までは開会しませんので、2時まで休憩ということで、よろしく願いいたします。

11：53 休憩

14：01 再開

○ 森 智広委員長

済みません、委員会のほうを再開させていただきます。

追加資料の請求がありまして、今お手元に男女共同参画センター相談件数及び体制の資料が来ております。説明が要りますね。

○ 川尻男女共同参画課長

A 4 の 1 枚ぺらの表裏のもので配らせていただきました。男女共同参画センター相談件数及び体制というものをごらんください。(1) が相談件数になっております。DV の相談件数を含む件数の推移を23年度から27年度の12月末までの分で表にさせていただきました。27年度末現在では相談件数延べが2572件、これは延べで換算しておりますので、ケースワークでありますとか同行支援とかも全て含めております。実人数としましては422人です。そのうちのDV 件数が1659件、実人数としましては103人になっております。構成比といいますのが相談件数の中に占めるDV 件数の割合で、64.5%ということになっております。一時保護については27年度の12月末現在で6 と記載してあります。その後また何かございまして、今現在で10件になっております。保護命令に関しましては今年度は今のところ0 件です。

(2) のほうが男女共同参画センターの職員体制です。こちらのほうは、正規職員としまして男女共同参画課兼務の職員、所長が1 名、所付主幹が1 名、主事補が1 名の3 名になっております。そのほかに嘱託職員として婦人相談員が常勤ですけれども3 名おります。もう一人嘱託職員、事務所のほうといいますか、センター事業の企画運営の担当の職員が1 名おります。こちらのほうはセンターの講座ですとかセミナー、講演会の企画運営などを担当しております。あとは臨時職員が半日勤務ですけれども1 名おります。嘱託の勤務体制としましては常勤嘱託として週5 日勤務の8 時半から17時15分までということで、正規職員と同じ時間帯というふうになっております。3 人の嘱託職員につきましては、男女共同参画センター内の相談室にて通常は勤務をしております。

(3) のほうが電話相談と面接相談となっております。電話相談、①のほうですが、火曜日から土曜日、うちのセンターの休館が日、月になっておりますので、営業日が火曜日から土曜日になります。9 時から16時までが時間になっております。水曜日につきましては夜間電話相談というのを設けておりまして、18時半から20時半ということでやっております。

電話のほうにつきましては匿名による電話相談ということで受けております。1 回の相

談時間は目安として大体30分程度というふうにはしております。電話回線は1回線のみとなっております。通話中については留守番電話に切りかわりまして、時間を置いてからおかけくださいということでアナウンスが流れるようになっております。

裏に回っていただきまして、②面接相談になります。こちらのほうは電話相談を経てから面接相談を行うということでシステムがなっております。電話相談時に日時については決めるというふうにしております。1回の相談につきましては基本1時間にはしておりますけれども、1時間から1時間半程度になっております。DV等で警察または当センターに一時保護を求めるようなことなど緊急のことがありましたら、相談員がその場合は緊急ですのですぐに対応するというので、被害者の安全が確保されるまでは継続して対応するというようにしております。

説明については以上でございます。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。

これを踏まえて、中森委員、お願いします。

○ 中森慎二委員

まず、電話相談の電話回線が1回線ということですが、相談員さんが3名みえても1回線しかなければ、2人の方は電話相談を受けられないという状況になっているということですか。

○ 川尻男女共同参画課長

相談員3名おまして、電話相談以外に、あと面接相談が入っている者と、あとはケースワークというのもしておりますもので、相談のあった方——例えば一時保護をされた方と言ったらあれですけども——のほうに出向いて行って面接をしたりですとか、例えば離婚などの場合で調停裁判になった場合には四日市まで来ていただくこととなりますので、危険性を考えてということなんですけれども、危険性と本人さんの心理的不安を解除するという目的もあります、同行して支援するというのが入ってまいりますので、電話相談自体は回線は1回線にしております。

○ 中森慎二委員

1回線でいいということなんですか。電話相談がDV相談の入り口だとしたら、相談員さんがほかの対応も出てみえるから、結局受けられないから1回線で十分なんだと、そういう考え方なのかな。ちょっとおかしいんじゃない、それ。

○ 川尻男女共同参画課長

電話相談で留守番電話になることもあることはあります。ならなくて電話相談待ちのときもあります。今現実的には2回線にふやすと対応できないかなというふうなふうに思っております。

○ 森 智広委員長

最後の部分だけで結構なのでもう一度。

○ 川尻男女共同参画課長

1回線ですけれども、2回線にしますと相談員のほうに対応できない状況になるというふうに考えております。

○ 中森慎二委員

ということは1回線で十分なんだということなんですか、逆に言うと。でも、そこでかかりにくいとかかからないという、待ちがあるということであれば、相談員をふやして2回線化をするということが市民の相談に対応する手法ではないの。

○ 川尻男女共同参画課長

確かに電話相談で今留守番電話というのはある状況ですもので、相談体制を充実させていきながらという中には、そちらのほうも検討課題にはなっているというふうには認識しています。

○ 中森慎二委員

いや、検討課題というんじゃなくて、28年度予算でそれを乗せなあかんのじゃないの、そういう認識があるんだとしたら。部長、どうなんですか、それは。

○ 前田市民文化部長

相談員のいろいろな体制全体のことについて、いろいろ先ほど申し上げたように役割を分担して対応しないといけない場面も出てまいりますので、そのあたりのところのコントロールといいますか、統制をやる職員を1人置いて全体的の時間的なうまく配分をしていく中で、電話回線についても、そういういわゆるかからない状態ができる限り縮小されるような対応を考えていきたいというふうには思っております。

○ 中森慎二委員

今話聞いていると、入り口相談の部分でゲートかスクリーンをつくってそれを絞っているという、それに職員側の対応ができるものの相談件数に絞っているような形に聞こえるんですよ。本来市民から相談する需要というものがあるとしたら、それにとりあえず電話相談で受けれるだけの体制はつくらないかんのではない、まず。何か3人で回せるだけの仕事しか受けないんですわみたいな、そんなふうにとれるんやけど、それは本末転倒じゃないの。

○ 前田市民文化部長

それはもうご指摘のとおりでございます。相談件数や内容的に電話相談の度合いがふえてくる傾向が全体としてはあるということですので、そういうことに対して我々の体制の側がやはりきちっと応じられるようにはしていかならんとは思いますが、電話回線のことについても、職員の配置体制、それから仕事の配分についてももう一度きちっと見きわめて、そういった対応が可能な方向で一回よく検討して、早くそういう形で取り組めるように対応はしてまいりたいと思います。

○ 中森慎二委員

まず相談員体制をふやすということが一つでしょう。で、2回線化するということがそれに伴って出てくることじゃないの。だから、現状の話はもうわかっているんじゃないのかな。うちの会派の議員からも、相談電話してもつながらないというようなクレームをいただいているという中において、それが、DVも——それはいろんな規模とか状況もあるので一概に言える話じゃないと思うけれども——全国的にも非常に大きな課題なっていて、

殺人事件にも発展するような、家族含めて、ということも報じられている中において、相談員をふやすことと回線をふやすことによって入り口のところで少しでもその部分を推し進めていくことができるようになれば、これは行政として非常に大きな取り組み課題じゃないかと思いますよ。だから、職員さんを1人ふやすことがどれだけのコストがかかるのかちょっと私はよくわかりませんが、それがうちのところの全体予算の中でふやせないというような状況なのか、そこら辺のところは検討されたの、本当に。

○ 前田市民文化部長

まずは今、相談員を全体をもうちょっと統制して支援をする職員が必要という考え方でまずそれを取り組んで、その職員が全体をフォローする中で時間を生み出してくるということができる可能性もありますので、まずそれをやらせていただきたいと思っています。その上で相談員の体制をもう少しやはりふやす必要があるということになってくれば、それについてはそういう方向でもう一度検討したいというふうには思っておりますけれども、今はとにかく全体をサポート、相談員をサポートする職員を配置するというをまず取り組みたいというふうに思っています。

○ 中森慎二委員

それは28年度で置いてもらうんですか。

○ 前田市民文化部長

今現在人事当局にそういった要請をしております、できる限りそういった方向になるように今お願いしているところです。

○ 中森慎二委員

それが一つのキーポイントとするのならそれはちゃんと対応してもらわないといかんし、これは委員会としても、財政当局なのか人事部局なのかわからないけれども、それはちゃんと配置いただくようなことをまず考えてもらって、その上で相談員をふやしていく、そして電話回線もふやすと、そういうことにつなげていかないと根本的な解決にはならないですね、受け皿の部分としてはね。それはぜひしっかりと対応してほしいと思いますよね。

それからもう一つ、弁護士による女性のための法律相談とか臨床心理士による女性のた

めの相談とかいろいろあるんですが、ここの部分というのは横の連絡はあるわけですか。婦人相談員による相談と弁護士さんとの女性の相談というのはどういう連携になっているんですか。

○ 川尻男女共同参画課長

弁護士相談につきましても臨床心理士相談につきましても、うちのほうで相談を受けた方の中で必要な方についてつなぐということにしておりますもので、連携というか、そういうふうな形でなっております。

○ 中森慎二委員

あと男性のための電話相談はどうなっているの。

○ 川尻男女共同参画課長

男性のための電話相談につきましては、月に1回、土曜日のお昼間ということで、2時間なんですけれども、受けております。それも相談員につきましては、男性の臨床心理士の方に来ていただきまして、その場で受けていただくということをしております。

○ 中森慎二委員

男性も悩んでいる方も多いと思うので、ぜひひとつその辺も手厚くやっていただきたいと思うんですが、四日市のホームページを見ると、相談窓口のご案内、市民相談というバナーと、一つ置いていじめ相談メール窓口というのがあるんです。DVの話は特出ししてもらって、バナーを一つアップするぐらいの、そういう対応も必要じゃないのかなと僕は思うんですけれども、別にほかの相談を軽んじるつもりは全くないけれども。見られた方あると思うけれども、ここに一般的な相談と、それからいじめ関係が分かれているわけですね。だからもう一つここにDVというののもあってもいいんじゃないかなというふうに思うことがあって、相談体制の充実と、女性がどういうところのツールをつたってそこに行くのかというのがわかりやすいもの、目に見えてわかるものをやっぱりつくっていかないと。相談を押ししてもらえばつながっていくんですわというのはわかるんですけども。

あともう一つ、その市民相談のところを見ても、女性のためのDVも含めて具体的にはもっとどんな相談に乗ってくれるのかということところまでもその中に書き込むとかね。

単に時間とそれだけ入っているんじゃないでなくて。そういうところも手厚く情報提供してあげるといことも大事じゃないかなと思うので、ぜひそこら辺も一度検討いただけませんかね。

○ 川尻男女共同参画課長

おっしゃるとおり、なかなか皆さんにわかってもらえない部分もありながら、ジレンマなんですけれども、DV相談というのがやっぱり結構大きくメインになってきていますので、そのあたり、誰にでもわかるようにしてしまうと、加害者になってしまう男性にも推測されて、例えばあそこにおるんやろうということで待ち伏せされてもちょっと困るというようなこともありまして、今パンフレットとか小さなカードで女性の方に対して悩みありませんかというようなのはつくってあるんですけれども、主に女子トイレに置いてあったりとかはしています。なので、男性の皆さんにはできるだけ目に触れないように、女性の方に目に触れていただきたいというような思いはありながらはしております。ただ、もう少し広く皆さんに知っていただけるようには工夫していきたいなという思いはあります。

○ 中森慎二委員

言われた意味がちょっとよくわからないんですけども、例えば相談先の電話番号なりそういうところの情報提供がトイレに置いてあるほうがいいというの。それどういう意味ですか。ちょっと言われた意味がよくわからない。

○ 川尻男女共同参画課長

男女共同参画センターのほうで女性の相談窓口をしているということについてなんですけれども、それについてはできるだけ女性の方だけに広く知っていただいて、男性の方に余り知られないようにと言うとあれなんですけれども、女性の方だけの目に触れるようなということでは考えてやっています。

○ 中森慎二委員

もうひとつわからないんです。その相談場所がそこにあるということを男性が知ることが、そこに特定の女性を、例えばDVの対象の人が来ることが想定されてそこで待ち受け

ているとか、そういう場所に想定されるからということですか。

○ 森 智広委員長

川尻課長、具体的な話もあるんですか、そういうの。

○ 川尻男女共同参画課長

済みません、個別具体的なケースであまりお話しできないのが申しわけないんですけども、やっぱり相当深刻なケースで相談に見えたりとかする方はみえます。おうちから相談に見える場合でも、ここに来ているというのを悟られないように来てもらうという場合もありますので、できるだけ夫であったりとかという人に不審がられないようにというようなことは見える方にもお話ししていますし、うちのほうも、ものすごくそこはジレンマで苦しいところなんですけれども、どうやってしていこうというふうなことは考えてはいます。

○ 中森慎二委員

それなら本庁舎で相談受けたらいいじゃないですか。そんな庁舎じゃないところでやっているよりここの中で、薄まって、市民の出入りが多いところのほうがいいんじゃないですか。

○ 川尻男女共同参画課長

ただ、うちのほうは考え方としては逆でして、誰に会うかわからないというのがありますので、その本人ではなくても、その本人の周囲の方にあそこにおったよ、あなたのところの妻がと言われる情報もあったりとかはします。それと、本町プラザにあるというのは、女性の方にとっては相談に行きやすい場所というふうなことではなっていると思っています。

○ 中森慎二委員

そうすると、もう一遍聞きますが、このホームページのバナーは、これが適切なんだと。女性のそんなDVの相談なんて特定することのほうが現状に合っていないくて、とんでもない話だということなのかな。

○ 川尻男女共同参画課長

とんでもないことだというふうには思っておりません。多くの方に知っていただきたいという思いはありながらなんですけれども、そここのところをどうやってすると一番いいかなというふうには思っております。ただ、やっぱり電話番号自体は皆さんに知っていただくというふうには思っておりますので、出し方について工夫をしながら、出せるようなことで考えたいと思います。

○ 森 智広委員長

ほかの自治体もそういった控え目な感じでやられているんですか。わかる範囲で。

○ 川尻男女共同参画課長

例えば三重県ですと、DV相談窓口というのがそれこそ別のところにありますので、ホームページでDV相談というのが出てくるのはあると思います。済みません、余りよその市町をたくさん見たことはないんですけれども、ただ、やり方自体が、DV相談とほかの女性相談というのを分けて窓口をつくってやっているところとかもありますので、一概にはちょっと、済みません、わからないところがあります。

○ 中森慎二委員

それじゃ、ホームページで女性のための相談室の中身を見ると、男女共同参画センター相談室の住所から電話番号まで、本町プラザ3階まで書いてあるじゃないですか。書いていないほうがいいんじゃないの、これ。電話相談で第一義の相談を受けるのなら、現場に来てもらう人に個別に場所はここですよと言ったほうがいいんじゃないの、それじゃ。そこまで言われるなら、中途半端じゃないの、これだったら。

○ 川尻男女共同参画課長

確かに中途半端と言われれば、そのようなことは思っていて、どうするのが本当に一番いいのかなというふうなことは常に考えてはいるんですけれども、まだちょっと私どものほうでもその辺は考え、なかなかいい方法というのがすばっと見つからないような状況です。

○ 中森慎二委員

ちょっとその辺よくわかりませんが、いずれにしても、電話相談が入り口の部分で、それで相談にも対応していくということであれば、伊藤修一さんもおっしゃられたように、相談窓口の充実というものがやっぱり第一義であり、ホームページのこととかいろんなことはまた一度ご検討いただければいいと思うけれども、その充実をぜひ本年度早いうちに確立をしていただくようお願いしたいと思うし、もう一度最後に部長から答弁いただければと思います。

○ 前田市民文化部長

まず、先ほど申し上げた相談員全体を直接サポートする職員の配置に努力していきたいと。まずそういう体制づくりをする。その上で一回相談員の今の対応体制をもう一度見直して、その上でどういう対応をしていくのか、さらに相談員が必要かどうかについてもその上で見きわめて、できる限り市民の方々にそういうご迷惑をかけない、そこをできるような体制づくりに努めてまいりたいと思います。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 笹岡秀太郎委員

目12なんですけど、あさけプラザの施設整備事業について午前伊藤さんのほうからいろいろ質疑があって、計画的な改修工事を進めてきておって、平成28年度は給水管の更新工事を行うと、こういう流れで、予算に対しては充実した改修工事をしていただきたいなという思いがあるんですけど、確認なんですけれども、バリアフリー新法で去年私、文書質問したんですけども、いわゆる滑り計数というのを規定をして、新設の施設には新しくそれが義務化されて、既存の施設には努力義務という形で——特にあさけプラザの前のところ滑って転んだよという方がいらっしやったのでああいう質問にはさせていただいたんですけど——この今までの計画的な改修工事の中で、その辺の手法で改修工事等は行われたのかどうかというのを確認したいんですけども。

○ 岡本あさけプラザ館長

正玄関と副玄関のところの滑りなんですけれども、雨の降っている時点で滑り係数を計測いたしましたら0.4を超えていたと。滑り係数というのは0.4以上がバリアフリー新法で正当であるということなんですけれども、調査した結果は超えておりました。ただし、より滑りにくくするというので、本年度の既決予算内でもう既に改修工事を済ませたところでございます。

○ 笹岡秀太郎委員

ありがとうございます。

あのとき以降まだ報告聞いていなかったのを確認しましたが、部長、実はこれはここだけじゃなくて各所にもあると思っています。ですから、この辺の視点がしっかりと定着するように、ここから発信をしていただきたいなと思っています。ぜひお願いします。要望で終わります。

○ 森 智広委員長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

他にご質疑もないようですので、討論に移ります。

討論あります方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 森 智広委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

では、議案第58号平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目あさけプラザ費、第16目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送る事項もなかったですね。

(なし)

○ 森 智広委員長

ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第58号 平成28年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目あさけプラザ費、第16目男女共同参画費、第3項戸籍住民基本台帳費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

続いて、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第2条繰越明許費の補正についてを議題といたします。

議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第3項戸籍住民基本台帳費

第2条 繰越明許費の補正

○ 森 智広委員長

当議案は追加上程分ですので、資料の説明をお願いいたします。追加資料でよろしいですかね。冊子ですよ。よろしいですか。タブレットじゃないです。

2ページ目ですね。よろしいですか。

でしたら説明をお願いします。

○ 林市民課長

市民課長の林でございます。

市民課所管部分の補正予算につきましてご説明を申し上げます。補正予算書（2）34ページから35ページ、それから2月補正予算参考資料の5ページ、あわせて、今タブレットでもごらんいただいております予算常任委員会資料一般会計補正予算（8号）の2ページをごらんください。

今回の補正につきましては、国が個人番号カードの発行申請に遅滞なく万全に対応するため補正予算措置を講じ、これに伴い、通知カード、個人番号カード関連事業を委託しております地方公共団体情報システム機構J-LISへの運営費としての負担金が増額となることから補正を行うものであります。なお、この地方公共団体情報システム機構への負担金に対しましては国庫補助10分の10となります。また、この補助金交付の一部が28年度となり、年度内交付が見込めなくなったことから、予算現額に今回の補正額を加えた予算総額よりJ-LISへの現支払い済み分を除いた8912万円の繰り越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ありましたら挙手をお願いします。

(なし)

○ 森 智広委員長

なしですか。ないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。討論がありましたらご発言願います。

(なし)

○ 森 智広委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

では、議案第107号平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第2条繰越明許費の補正につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るものもないということでよろしかったですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ありがとうございます。

〔以上の経過により、議案第107号 平成27年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、

第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第2条繰越明許費の補正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 森 智広委員長

でしたら、これで市民文化部所管部分の議案審査は全て終了となります。お疲れさまでした。

理事者の入れかえを行います。委員の皆様はしばらくお待ちください。

農水振興課ですね。きょうはこれで最後のやつもやっつけてしまおうかなと思って、時間があるようでしたら。

理事者がまだですので休憩10分、40分再開で。

14：29 休憩

14：40 再開

○ 森 智広委員長

時間になりましたので委員会を再開させていただきます。

本来ですと次に所管事務調査に入るんですけども、昨日の農水振興課の際の有害鳥獣部分の審査のときに、中森委員、またそのほかの委員の方から資料請求がありましたカラス捕獲についての資料が出てまいりましたので、まずこの資料について説明を受け、質疑を終えた後、所管事務、所掌に入っていきたいと思います。

では、資料の説明をお願いします。

○ 石田農水振興課長

それでは、カラスの捕獲についてということで1枚の資料をお配りさせていただきました。これの説明をさせていただきます。

カラスについてもやはり野生動物ですので、捕獲する場合は許可が必要です。狩猟による捕獲とか、あと農作物や生活環境に被害が生じている場合は有害鳥獣捕獲の許可申請をしていただくこととなります。きのう、その場面を想定してどういうふうになるかという

ことを示してほしいということでしたので、真ん中のところの表に捕獲場所ごとの考え方を書かせていただきました。

まず最初に、路上にあるごみ集積所の周辺。こちらで例えばカラスの捕獲許可を申請していただく場合なんですけれども、許可申請者はそのごみ集積所の管理者または、オリで捕獲する場合は捕獲オリの管理者ということになります。

オリを置く場合なんですけれども、ごみ集積所って普通不特定多数、誰でも入ることができる状況にあり、やはり安全面の考慮が必要ということですので、捕獲オリですので、容易に人が近づけないような、あるいはわからないような形で置くというふうなことも必要になってきます。そのあたりを判断させていただいて許可か不許可かの判断をさせていただくことになると思います。あと捕獲方法、手捕り、手網、たもなんかで直接捕まえるという場合に関しては特に許可という方向になると思います。

それから、公園内の場合、公園内に捕獲オリ等を設置する場合は、その公園管理者、またはそのオリを設置する管理者が許可申請をしていただくことになります。こちら、捕獲オリを置く場合は、やはり不特定多数の人が自由に出入りできるという場面では安全面の問題がありますので、そのあたりをどう対応するかを検討させていただく必要があります。個別に手で捕る場合は許可となると思います。

それから民家、一般のところでカラスの害で困っているという場合、こちらは許可申請をしていただくのはその民家、私有地の所有者、またはオリを置く場合はオリの管理者となります。こちらは、捕獲オリを置く場合は、そこに書きましたように、生け垣とか柵で囲まれた敷地内、簡単に誰でも入れる状況ではないような場面であれば多分許可は出せるかなというふうに思います。手捕りをする場合は許可相当になると思います。

いずれにしても、オリを置く場合には、もちろんそのオリを置く場所の土地の所有者の承諾が必要になります。それから、捕獲オリ管理者というのは捕獲オリを設置するもので、例えば自治体でしたら自治会や自治会等から委託された民間事業者がこれに当たるということになります。

それから、処分に関係することですけれども、一番下のところに書かせていただきましたけれども、現状捕獲処分は委託業者が対応している、これが現状です。ただ、今後、委託業者の考え方は同様なんですけれども、個人や自治会さん等が捕獲許可を受けて捕獲オリを設置する場合は、その捕れたカラスの処分については市が協力していくことを検討したいと思っています。

個人、自治会等が民間事業者に捕獲を委託して、その捕獲物に係る焼却費用については、一定の手続をしていただくことは必要になりますけれども、減免措置が受けられるよう環境部のほうと調整をしていこうと考えています。

資料の説明は以上です。

○ 森 智広委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

この資料につきましてご質疑あります方はいらっしゃいますか。

○ 中森慎二委員

ありがとうございました。

こんなまとめてもらったのは初めてじゃないかなと思うんですが、非常にわかりやすい資料かと思うんですが、このそれぞれ路上、公園、民家とあるんですが、それに対する許可者、捕獲許可を提出する許可者というのはそれぞれ誰になるんですか。

○ 石田農水振興課長

許可は市がすることになります。

○ 中森慎二委員

だから市でもいろいろあるじゃないですか。

○ 石田農水振興課長

市長です。

○ 森 智広委員長

担当窓口部局は。

○ 石田農水振興課長

農水振興課です。

○ 中森慎二委員

これはそれぞれみんな農水振興課でいいということですね。じゃ、そういうこともちょっと追記をしていただくと非常にわかりやすいかなと思うんです。

それともう一つ、捕獲物の処分ですが、これは生ごみみたいので出しちゃったらだめなんですか。というのは、業者さんが捕獲オリで大量に捕獲する場合はそれは大量のものになるわからんけど、個人でする場合なんて数羽やと思うんですよ、現実には。そうなれば、焼却を市が助成するとかそんな大がかりな話じゃないんじゃないかなと思うんだけど。というのは、一般的な市民が個人的に対応できるような範疇の処分というのも考えていくと、そういうほうが現実じゃないかなと僕は思うんだけど。

○ 須藤商工農水部長

動物の死骸は法律の扱い上はごみになります。ですから、死骸を生ごみで出されるということについては、ごみを扱う側としては収集するというごさいますが、捕獲したものを殺処分せんならんという一手間がごさいます。生きたままごみとして出していただくわけにいかんので、そここのところの処理というのがもう一つ必要になってくるということでごさいます。

○ 中森慎二委員

そうすると、殺処分も個人でちゃんとするというのであれば、生ごみに出ないようにちゃんとして出せば何も問題ないということですか。

○ 森 智広委員長

個人で殺処分できるんですか。やってもいいということですか、法律的には。どうですか、その回答は。

○ 宮本農水振興課課長補佐

殺処分の方法につきましては、市民の方がしていただいても、どのような方法でしていただいても構いませんが、一応許可証の中でどういった形で処分するかというのを書いていただきますので、一旦は——我々はとめ刺しと呼んでおりますけれども——殺処分の方法についてはどのような形で対応していただいても構いません。

○ 中森慎二委員

ですから、市民が個人で処理をしようと、退治しようという部分において、小回りがきいてできるというものも情報提供をちゃんとしてあげることが大事じゃないかと思うんです。カラスの捕獲については初めてこうやって体系的にまとめてもらったんじゃないかと思うんだけど、僕はその対応マニュアルみたいのを市民向けにもつくって、こういう場合のものについてはこうなんだとか、カラスならこういうこともできますよとか、そういうことも知らしめることも大事じゃないのかなと。ホームページ上でもいいしね。何かそういうことは今後積極的に考えていただきたいかなと思うんですが、いかがですかね。

○ 須藤商工農水部長

殺処分というような行為も出てまいります。野生鳥獣ということには変わりございませんので、有害と申しましても。動物愛護という観点もございまして、おもしろ半分に捕獲して殺処分するというようなことがあってもあきません。その辺も注意しながら市民の皆さんにわかりやすくお知らせしていくというようなことについては考えたいというふうに思っております。

○ 森 智広委員長

補足でありますか。

○ 石田農水振興課長

実際にはほかの市町でそういう案内を市民向けにつくっているところもありますので、そういうのを一応参考にさせていただいて考えたいと思います。

○ 諸岡 覚委員

今の話の殺処分と、ごみで出してもええというので、私も知識不足でわからん。そうすると、ちょっと論点違うんだけど、きのうヌートリア云々の処分についても、自分で捕まえて自分で殺処分して生ごみに出してもええということなんですね。だから、そうするとそもそも根底から覆ってきて、市にわざわざ金払って、自前でお金払って清掃のところへ持って行って、保健所持って行ってって、そんなことせんでもええわけやということ

なんですか。

○ 森 智広委員長

カラスは大丈夫という話……。

○ 諸岡 覚委員

至ってシンプルな話なんですよ、そのような。

○ 須藤商工農水部長

捕獲許可というのは、そこまでの処分をどうするかということも含めて申請いただいて許可するというのでございますので、そういうやり方ができれば許可するという形になるかと思えます。

○ 諸岡 覚委員

だからそうすると、きのうの話になるけれども、業者さんに頼むときに、業者さんは当然申請を出すわけだけれども、そのときに、処分については自家処分と。水中没方式で殺処分しますと。その死体は生ごみとして提出いたしますというふうに最初の登録の段階、届出の段階で書いておけば、捕まえましたお客さん、はいどうぞと。そうすると、お客さんは自分で殺して生ごみに出せば追加の処分料は払わなくて済んでいくわけですね。その手順で問題ないわけですね。

○ 須藤商工農水部長

事業者さんにどこまで依頼しておるかという形になってまいりますので、捕獲までを依頼しておって、その後は自前で処分しますということであれば、家庭系ごみとして出されてもいいのかなというふうには判断しておりますが——私ちょっと前清掃におったものですからあれなんです——例えば犬とか猫の死骸については、私どもの焼却のほうは小動物の焼却炉で現在も焼却しております。生ごみにまぜるということではなくて、事前に連絡いただいて、そのようなものを出すということであれば、収集は行かせていただいて、別の焼却の仕方をしておりますので、カラスはどうしていくかという問題はございますけれども、動物、大きなものがあれば、収集のときも、まぜこぜで集めるということではな

くて、別途集めるといような形にしておりますので、ご連絡いただいて収集させていただくといような形になろうかといふには思っておりますが、いずれにしてもその辺は市のほうで対応させていただくことになろうかといふふうに思っております。

○ 諸岡 覚委員

それをきのう教えていただければ別に長い議論せんでも済んだんですけども。わかりました、結構です。

○ 森 智広委員長

他に。

○ 小林博次副委員長

これは文章をつくってもらって、市民にわかるような場所へ知らしめてもらう。センターだけではちょっと足らんかなと思うんやけど、それはそれでええんやけど、カラスがごみをほじくって困ったりというのは複数箇所の問題提起があると思うんやけど、猟友会に任せてあるからという答弁があるわけやわね。それはあんたのところのほうで何か処理してもらわんとまずいと思うんやけど、そういうのでは何か対応しているの。対応しておらんことをちょっと聞いておるのやけど。

○ 須藤商工農水部長

カラス対策につきましては、専門業者に市のほうが頼んでおりますとか、あるいは農場等で、大規模なところで猟友会さんをお願いしておるといようなケースはございますけれども、主に街場のごみ集積場なんかの被害といところでございまして、この辺につきましては現在のところは猟友会に委託して対策を講じていただいておりますといようなところはございません。なかなか現実の問題として、ごみ置き場等で捕獲するといのが困難なところがございまして、オリを設置する場所もなかなか難しい、あるいは設置してもなかなか捕獲できないといようなところもございまして、現状では、カラス等がそういうところに寄りつかないように、ごみ置き場の管理をきっちりしていただくといことを環境部のほうから市民の皆さんにお願いしておるといようなところが現状でございます。

○ 小林博次副委員長

そういう現状はわかるんやけど、やっぱり苦情がようけあるところは対応してやらんと、リーダーシップとして対応してくれる、そういう条件がないところが特にひどく困るわけやから、やっぱりその辺も一遍考えたってほしいでな、検討。

○ 森 智広委員長

意見ということで。

○ 小林博次副委員長

主にカラスやな。あとは、ここら辺を飛び回っておるアライグマ。ヌートリアは川のとこ走っておったけど、極めて広い範囲を行動範囲にしておるんで。100匹ぐらい捕獲したということやけれども、どの場所でどうやってとったんかわからんけど、そういう捕獲したら、分布だとかそういうものも我々に見せてもらえると市民の皆さんは安心できる、そういうこともあるので、少し神経をとがらせて対応していただきたいなということを要望します。

○ 須藤商工農水部長

アライグマ等の外来種というところで、環境部のほうで予算をとって猟友会の委託して、ことしは100頭ぐらいの成果上がったというところで、ご相談いただければかなり捕獲しているというような状況でございます。引き続きこの辺は継続して、主に街場のほうでの捕獲ということでございまして、この辺は継続してやってまいりたいというふうに思っております。

○ 森 智広委員長

他にご質疑はありますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ないようでしたら、この追加資料の質疑を終結いたします。

それでは、これより産業生活常任委員会所管事務調査としまして、市内の畜産業について取り上げたいと思います。

資料の説明をお願いします。資料はタブレットですね。少し待ってください。

○ 石田農水振興課長

資料は産業生活常任委員会、商工農水部所管事務調査、タブレットのほうもその名前が入っていると思います。市内の畜産業についてです。

○ 森 智広委員長

よろしいですか。済みません、私がおくれました。どうぞ、お願いします。

○ 石田農水振興課長

ではお配りした資料の説明をさせていただきます。まず1ページ目、一番最初に市内の畜産業の概況ということで記しました。市内のほう——畜産、畜種ごとに言いますと、真ん中の表を見ていただきたいんですけども——肉用牛、乳用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、こういった種類の畜産業が営まれています。その表にありますように、それぞれ地区名がありますけれども、そこの地区に農家さんがみえまして、肉用牛ですと13戸、乳用牛2戸、豚5戸、採卵鶏3戸、ブロイラー2戸の合計25戸の畜産農家さんがおみえです。10年前に比べて9戸減少しておるんですけども、最近の大きな傾向としては、伝染病、口蹄疫、それからPEDとか鳥インフルエンザ、こういった病気が発生すると大きな影響がありますので、畜産防疫、衛生環境の改善が大きな課題になっているというところです。

解説の囲みのところに口蹄疫と豚流行性下痢、PEDと鳥インフルエンザについて解説を載せましたので、またこれはごらんください。

一番下の表は、市内の畜種別飼養戸数及び飼養頭数で、それぞれの畜種での農家さんの飼養頭数を示したものです。10年前の平成17年と平成27年を比較で載せました。27年のほうを見ていただきますと、肉用牛ですと13戸で2645頭、これは1戸平均にすると大体200頭ぐらいになります。乳用牛は2戸、58頭、大体1戸で30頭ぐらいですね。豚は5戸で6500頭、1戸当たり1300頭ぐらいです。採卵鶏は3戸で15万7383羽、これも1戸にすると5万2000羽ぐらいになります。ブロイラーは2戸、14万9000羽、これは1戸当たり7万4000、7万5000羽ぐらいになると思います。こういった経営規模の畜産経営の内容になっ

ています。

それから次のページ、2ページの一番上は近隣市町との比較です。北勢域ですけれども、桑名、いなべ、鈴鹿、亀山、菰野、それぞれの先ほど申し上げた畜種ごとの飼養頭数の比較をしたものです。この中で見ると、四日市市は比較的肉用牛の頭数がよその市町に比べて多いという特徴があるということになります。

それから2番、市内の畜産業の主な特徴ですけれども、まず肉用牛です。肉用牛というのは、通常多いのは、子牛を市場から買ってきて1年半程度畜舎で飼って出荷するという肥育経営といますけれども、これが多いんですけれども、市内にはその子牛を買う、子牛を育てる部分、繁殖の部分から肥育、出荷まで全部を行う一貫経営ということを行っている農家があります。肥育、繁殖もしますので一定の技術力も必要ですから、そういった農家の中では技術向上のための勉強会を開催するなどの技術向上を行っています。よその地区に比べて四日市市は一貫経営が比較的多いということが言えます。

それから豚のほうは、市内の大半の養豚農家は、北勢地区のほかの農家9戸と共同してさくらポークという銘柄豚を生産・出荷しています。これは、そのの囲みにありますように、餌を皆さんで統一基準で飼育してしまして、北勢地区を中心に全部で13戸の農家が同じような飼料を使って生産していると。さくらポークという名前で出荷をしているというものです。こちらが一つの特徴になります。

それから3番、6次産業化の取り組み、これは畜産に限ったことではないですけれども、農業の今後の経営安定化のための6次産業化の取り組みというのが進められています。畜産部門では、そこにありますように肉用牛では2戸の農家が既に市内で牧場のところに直売所を設けて精肉等を販売しています。一部の農家ではビーフジャーキーなどへの加工も行っていきます。それから、養豚農家さんでは1戸の農家が——これは常時そこで販売するというわけじゃないですけれども——予約販売できる直売所を設けていると。それから採卵鶏、卵のほうは1戸の農家さんが——これはもう随分前からですけれども——直販、通信販売を行っておりまして、ほとんどメインの販売はそれが占めているという状況です。

それから一番下のところの四日市市畜産振興協議会。これは、市内の畜産農家と関係機関、JA、全農さんとか県の技術部門の人とか、そういった方々と一緒に四日市市畜産振興協議会という組織を持っています。この中では、それぞれの情報交換とか畜産公害の発生防止、伝染病予防とか新しい技術の研修などを行っている、そういう協議会を設けています。

それから3ページのほうは、今後の課題を列記しました。一番最初にある畜産環境対策です。これは、特に四日市市は畜産業の畜舎と、それから住宅地が非常に接近しているところにありますので、どうしても悪臭、排水の環境問題というのが起こって来たりします。これに関しましては、先ほど申し上げました畜産振興協議会、こういった中で、例えば消毒薬品、衛生害虫の発生を防止する薬品とか消毒薬とか、そういったものの共同購入等を行っています。それから、においの発生を防ぐための有効な手法とか事例なんかもこういう協議会の中で勉強会を行っています。

それから、実際に悪臭とかハエとか衛生害虫の問題が起こった場合、近所住民の方から苦情が出てきたような場合は、市のほうも出向きまして、その畜産農家と住民さんの間の情報のやりとりであったり仲介、話し合いの場を設けるなどの対応をとらせていただいています。

それから伝染病対策、これは先ほど申し上げました口蹄疫、PED、鳥インフルエンザの発生というのが最近大きな脅威になっていますので、これの発生に至らないように防止対策、これも先ほどの協議会の中で、その対策に有効な手法であったり消毒の仕方、そういったことの勉強などを行うと同時に、よその発生状況、それらの情報も逐次家畜保健衛生所などから通じて来れるようになっています。

それから、もしこういった伝染病が発生した場合は、すぐにその対応——出荷を見合わせる、それから周辺に市のほうから消毒薬を提供するなどの対応——をとっているところです。

それからその次、TPPによる影響です。こちらに関しましては、農業に関しては農林水産省のほうでセーフガードとかの措置をとっておるんですけども、ほかの品目に比べると畜産への影響は比較的大きいかなというふうには考えられています。今すぐ安い牛肉が入ってくるというわけではありませんけれども、長期的に関税が循環的に引き下げられるということもありますので、今のうちに畜産農家の体質強化を図る必要があるということで、国のほうからも今畜産農家に対して収益力向上のための機械を入れたり施設を改修したりする補助事業が出されています。これに対しましては、この間も農林水産省の担当の方に説明に来ていただきましたし、県とかJA等の関係機関と今連絡をとって、その支援内容の取りまとめ、申請のほうを考えているところです。

それから、これは国事業ですけども、市としても、6次産業化への対応、地産地消とか販路の拡大ということに対しては対応していかなければならないと考えていまして、実

際問題、今四日市市内の牛肉の中には、そこにあります三重和牛と伊勢水沢和牛という銘柄牛があります。一つのブランドなんですけれども、そのブランドの中身は、その下の囲みのところにありますように、三重和牛というのは三重県産の黒毛和種で、三重県畜産公社でと畜されて食肉市場で競りに付された、そういった一つの基準があります。それから、伊勢水沢牛というのは、肥育した最後の段階、仕上げのときに餌に伊勢茶をちょっとまぜまして、それで肉の風味とかを向上させて出すという中で、肉質等級2から5等のものであるという一定の基準を設けて出荷されている。これは1食肉業者さんが取り上げられているんですけれども、そういったブランドがあります。

こういったものを今後農家さんとの間でどういうふうにご利用してどういうふうにごPRをしていくかということ、まず仕組みづくりのほうをやりたいと考えています。これは畜産公社のほうとも連絡を取りながら、今後の畜産物の出荷、販路開拓などにつなげていくため、関係者の中で協力をしながら検討していきたいと考えています。

それから、その次のページからは、それぞれの畜種での肥育内容——それぞれの農家さんでどういった形で飼育されているか——を簡単にまとめたものです。

一番最初のところは肉用牛ですけれども、上の囲みが肉用牛繁殖牛と書いてあるように繁殖の部分です。通常牛の場合は出生してから1歳過ぎたころに種つけを行って、2歳のころに最初のお産をします。その後1年に1産ずつ繰り返して、大体6産ぐらい行うということです。ここで生まれた子牛が出生してから10カ月ぐらいたったら——下の囲みの中に肥育牛とありますけれども——その子牛を肥育農家のほうで肥育開始をするということになります。肥育開始10カ月齢から28カ月齢までの1年半ぐらいですけれども、品種によっても変わります。和牛の場合は28カ月ぐらいたったら市場出荷をするということになります。そのとき体重は大体720kgぐらいになっているということです。

それから、その下が乳用牛ですけれども、乳用牛なので、当然これは雌牛の妊娠した牛からお乳を搾るということになります。雌牛の場合は誕生してから14から16カ月、1年強たつと人工授精をして妊娠させます。それから10カ月ほどして出産になるんですけれども、出産のころは当然搾乳できますから搾乳をしていって、出産後——下の、右のほうの丸のところにありますけれども——次の人工授精まで大体40日待ちます。そこで授精してまたここから妊娠が始まって、ずっと搾乳を続けていくんですが、またその次の出産までの間二、三カ月、この間は乳量も落ちてきますので搾乳は一旦停止する。乾乳二、三カ月と書いてあるのは、この間は搾乳をお休みするということになります。それからまた人工授精

をして、この繰り返しをそこにありますように4回程度行って牛乳を生産しているというふうな内容になっています。

それから、次のページの上が豚です。繁殖豚と書いてありますけれども、子豚を繁殖させる部分ですけれども、こちらは豚が生まれてから8カ月齢ぐらいで交配させて、114日、4カ月ぐらいたつと最初のお産があります。下の囲みにありますように、1回のお産で10から12頭の出産されます、子豚が。40日ほどたつと次の交配をして、その後2産、3産と、最後6産前後、6回ぐらいこれを繰り返すということになります。生まれた子豚は肥育のほうで180から190日、半年強ですかね、育てて出荷をされると。出荷するときには大体105kgから110kgの体重になっている、この繰り返しになります。

それから卵、採卵鶏のほう、鶏のほうは産卵してから孵化するまで21日、3週間ぐらいかかって、孵化してから最初の卵を産み始めるまでが150日ぐらいかかります。それから大体平均1日0.8個ぐらい卵を産んで、最終550日、1年半ぐらいですけれども、そこまで卵を生み続けるというふうな繰り返しになります。最後のブロイラー——鶏肉のほうですけれども——こちらも孵化してから出荷するまで、若い鳥の場合は49日、それから大型の鳥になると50日から60日に出荷をされると。大体それぞれ2.2kg、それから大型の場合は2.7から2.8kgぐらいの成体重になって鶏肉として出荷される、この繰り返しということになります。

最後に、国とか県とかの役割なんですけれども、最初に国の対策にもありました各種補助事業、それから畜産物の価格安定化とか根本的な試験研究に対しては国のほうが役割を担っています。それから、県のほうでは技術的なこととか補助事業の実際の実施、それから口蹄疫等の伝染病対策、それから実際の現場での農家さんへの技術指導、試験研究などは県のほうが行っている。市のほうでは、農家さんの意見の取りまとめ、あるいは勉強会の開催とか情報交換とかそういったことを行っているというのが現在の畜産業の実情になっています。

資料の説明は以上です。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。

当所管事務調査についてご質疑、ご意見等ございます方。

○ 諸岡 党委員

資料ありがとうございます。

端的に教えてほしいんです。この資料を見ても余り市のやっておること、市の果たしている役割が見えてこない。もう一回、市は一体何をしておるんですか。

○ 石田農水振興課長

例えば今回、国のほうからいろんな事業のアナウンスがありますので、その農家さんの意向の取りまとめ、例えば計画策定とかそういったこと。それからもう一つは、途中で話がありました畜産公害とか畜産業と地域住民との間のとり持ち、それから、日々の状況、通常の畜産農家さんの例えば病気の発生とか、そういったときの最初のお話をいただくのは市ですから、そういったあたりのつなぎ役とか、そういったことを行っています。

○ 諸岡 党委員

要するに、国なり県なりがあって、農家があって、間にかんでおるといって、そんなイメージなのかなと思うんですけども、例えば畜産業者の立場に立つと、何だかんだ言うて国の補助メニューというの一番豊富だと思うんですよ。国の補助金、この辺でもう東海農政局あたりとぼんと大きい農家なんかはつながっておるわけなんだけれども、ただ、やっぱり専門的な要望も多いし、資料とかを作成するのも難しいし、メニューがあるんだけどもなかなかとっつきにくいという部分もあったりするんですが、そういうのをもっと市が間に入って。農家は絶えず情報収集しておるつもりだけれども、情報収集のプロじゃないんだから、実は素通りしていて、あ、そんなやつあったんか、でももう終わっとなというのもあるんですよ。そういうのを全部一旦市で情報を集めて、わかりやすく農家の方に提供をして、資料をつくるのもお手伝いしますよというような、そういうところまでできやんものなんですか。

○ 石田農水振興課長

確かに今回のTPP対策みたいにある程度大々的に対策をとるところは市のほうもわかって対応はとれるんですけども、おっしゃるようなきめ細かいところの情報まで行き渡っているかという、必ずしもそうはなっていないのが実情ですので、そのあたりは、例えば県のほうが情報が早かったりするということもありますので、そこはまず県と

市の中の情報のやりとりというのをもうちょっとわかりやすくするようにしておかないといけないのかなというのが一つと、あと、やっぱりふだんから農家さんの要望を聞いていけば、例えばそういうものを事前に県とか国に聞いておくということもできますので、このところはやっぱりもうちょっと力を入れるべきなのかなというふうに考えています。

○ 諸岡 党委員

農家の人にとって身近なのは市じゃなくて、市も県もすっ飛ばして、いきなり国なんですよ。でも、やっぱり非常に手続煩雑で面倒くさいんですよね。じゃ、かといって県や市の人が何か助けてくれるか、手伝ってくれるかといったらそういうのもないし、情報も知らんし、国は豊富なメニュー出しておるんだけど、そのメニューを農家が知らん状態で、使い切れていないという状態があって、そこを手助けするのが本来一番身近であるはずの市の仕事やと思うんですよね。

きょうの資料なんか見ておっても、変な話、牛や豚の生まれて死ぬまでのサイクル書かれておっても、それは正直、私らはプロじゃないんだから、ふーんという程度のことであって、もっと市が何を今やっておるかという、もっと具体的にそこの辺の資料が欲しかったんだと。今市が何をやっておるか、どんなお手伝いしているか。多分書くことないでこういうことになったんやと思うんですけれども、やっていることがないもので。

いつだったか、水沢でこの間やったときにね、あのときでも水沢の畜産農家の方が市は何もやってくれやんと言うて嘆いていましたけれども、それが市内の畜産業者の市の対応を見る目なんです。何もやっくれやんという評価が目なんです。その辺をもう少し自覚していただきたいなと思います。

以上です。

○ 森 智広委員長

意見。

○ 諸岡 党委員

コメントあれば。

○ 森 智広委員長

何かありますか。

○ 石田農水振興課長

まずは農家さんのほうに市の役割を十分認めていただかなければいけないと思いますので、日々から畜産業農家さんとの付き合い、かかわり合いをもっと密に持って、その中で県と国の情報をいかに収集して効率よく伝えていくかというふうなことに関しては考えていきたいと思います。

○ 森 智広委員長

現実的に畜産業の方と県の方というのはダイレクトにやりとりすることはあるんですか。全部市を通してということになりますか。

○ 石田農水振興課長

技術的なこととか、あるいは直接的な防疫的なことというのは直接県の技術員の方が畜産農家に行ったりすることがあるんで、県と農家の直接のやりとりというのはあります。

○ 森 智広委員長

農家と接する回数とか頻度というのは、県と市だったらどっちが多くなるんですか。県のほうが多いんですか。

○ 石田農水振興課長

最近は伝染病のこともありますし、あるいは授精とかそういう技術的なことというのは専門員の方しかできませんので、恐らくそういうことは日々行ってみえると思うんで、どちらかというと県のほうがやりとりする機会というのは多いと思います。

○ 森 智広委員長

だからそういう発言があったんでしょうね。

○ 諸岡 覚委員

圧倒的、むしろ県もすっ飛ばして国と直接やりとりしているケースもあるもののほうが

多いかもわからんぐらいですよ、むしろ。

○ 森 智広委員長

わかりました。

他にご質疑、確認、意見等ありましたら。

○ 小林博次副委員長

今報告いただいたそれでT P Pは対応できるわけか。だからちょっと見えやんのは、市が一体何をしようとしておるのか。片一方はブランド化を図りたい、少し広域で牛を育てたり、豚か、さくらポークか。あれは非常においしい肉やったけど、それを食べるだけか、あんた方は。何か具体的に支援して農家を育成したり、そんなふうにしておるとは見えやんわけや。またする気がないのかもわからんし。そのあたりが全然見えやんけども、その辺どんな感じなのか。

○ 石田農水振興課長

農家さんのほうに関しては、先ほど申しましたように、技術的なことというのはかなり専門的なことが必要なので、こちらのほうは県とかの対応になると思うんですけども、私どもとしては、地産地消とかブランド化の中で、農家さんが持っているものの今も使ってみえるブランド、あるいはそういったものの特徴が何なのかというのをはつきりさせて、それを市民の方であり、また消費者の方にどうやってP Rをしていくかというのが必要なことやと思っています。それが今まで十分できていなかったということはそうだと思っていますので、先ほど申し上げたように、これはまず畜産公社、それから農家さんと相談をちょっと一遍しまして、どういった方向でP Rをやっていくのがええかというのをぜひ進めていきたいというふうに思っています。

○ 小林博次副委員長

ちょっとのみ込めやんのやけど、農家と相談してこれからどうするかということ相談するというわけ。

○ 石田農水振興課長

まずそのつくってみえるブランドになるもとの豚肉なり牛肉なりの特徴というのをどう
いうふうにアピールをして、それをどこに向かってやっていくかというのを、今持ってみ
える販売チャンネルとかいろんなところを含めて一度考えたいというふうに思っています。

○ 小林博次副委員長

ぴんとかんのやな。ぴんとかんのやけど、例えば四日市とんてきで有名やけど、四日市
の肉を使っていない。1カ所ぐらい使っておるところあんのか。メキシコ産やろ、ほとん
どが。

○ 水谷商工農水部理事

とんてき協会のほうにも確認しておりますけれども、例えばさくらポークを使っておら
れるとんてき屋さんもありますし、あと三重県産の豚肉を使ってとんてきをつくっていた
だいておる業者もおります、四日市でも。

○ 小林博次副委員長

豚の飼育している業者が寄ったときに、どうなんかと話聞いたら、全然買ってもらって
ないよと言うとったから、全然三重県産もしくは四日市のを使われておらんのやなとい
うふうに思ったら、いやいや、あんたのところでも聞くと少し使われておるでということ
で、その少しがどんなものか全然わからんけど、それはあなた方と関係なしに使ってお
るわけやよ。あなた方が指導して使ってもらったのか。

○ 水谷商工農水部理事

私どものほうからとんてき協会のほうにお願いしまして、とんてき協会の傘下の方々に
使っていただくようにしていただいております。

○ 小林博次副委員長

それいつから。

○ 水谷商工農水部理事

もう二、三……。

○ 小林博次副委員長

またそれ資料をくれますか、どのぐらいの量が入って。

○ 水谷商工農水部理事

はい、わかりました。できる範囲でつくらせていただきます。

○ 小林博次副委員長

やっぱり資料をもらわないとよくわからんところがあるんやわね。何で神経質になっておるかという、多分ほったらかされておんのやろうなと、畜産農家は。これは農家の話やからね。もうちょっと畜産のところにも目を向けてくださいと、これが市政報告会のお話やったからここで話題になっているわけやよね、今。課題に取り上げて今議論しているわけや。そのことは、やっぱりT P Pの締結ができるとして、少なからずの影響が出てくるわけやね。それに対してどう立ち向かおうとするのか、全然見えやんわけよ。そんなの農家と相談してもだめやね。こういうことがあるからどうですかという相談はいいけど、手ぶらで行ってどうですかと言ったって、それは相談したことにならんと思うよ。だからその辺、どうやってしようとしているのかというのが見えてこんから。我々が見えやんだけやったらええよ、畜産農家が見えておるんのやったら。どっちもあかんやろうなと思っておるんやわ。有害鳥獣の問題から、あなた方が直接手を下すなんていうことはないわけやもん。周囲の団体に丸投げしておったりするわけやな。だから、これは死活問題が出てくるので、そうするとどうやってしようとしているのと。これはほかの農業もそうやね。米なんかも大打撃やわな。きょうは肉の問題やけど。

だからその辺で、四日市の商工農水部としてどうやって対策を立てて農家を指導しようとしているのか。これは三重県の仕事なのかどうかわからんけども、その辺ちょっと答えてくれるか。

○ 水谷商工農水部理事

特に小林委員のご指摘のT P Pに関連しては、市としましても、特に畜産につきましては、意欲ある畜産農家に対してこういった国の制度を活用できるというご紹介もさせていただいております。なおかつ、畜産農家のほうで活用したいということであれば、その補

助申請等のお手伝いもさせていただくように今準備しております。そういう形で意欲ある、特に養豚農家、それから肉の肥育農家につきましては、そういった方向で生き残っていききたいという強い彼らの意思を感じますので、我々もそれに対して全力で支援していきたいと考えております。

○ 小林博次副委員長

言葉としてはそうなんや。具体的に国のメニューを取り入れて何をしようとしておるのかというのが説明してくれやんと、これは勉強会にならへん。

○ 水谷商工農水部理事

例えば牛農家につきましては、新しく畜舎を増築して飼養頭数をいわば規模拡大していくというような牛の農家もおります。それから、養豚農家等もそういった、養豚農家の場合は畜舎の増築、増設とか、それから廃棄物処理施設ですか、その更新等も身近に迫っておる農家もおりますもんで、そういった対策ができるように市のほうも計画相談に乗って、補助金等がいただけるように一緒にやっております。

○ 小林博次副委員長

そうすると、そういう話をしただけで農家は安心するわけや。だから、具体的にどのぐらい頭数拡大して、例えば牛舎をふやすんならどのぐらいの金がかかって、くれるのか、つくったほうが借金して返していくのか、その中身はわからんけれども、そういうのを資料としてもらうとありがたいんやけど。

○ 水谷商工農水部理事

今のところ、今申請をする準備をしておりますので、全国でこの事業に、特に畜産に関しては手を挙げておりますので、県の枠、それから国の枠でどういう形になるかわかりませんが、そういった資料、申請書類ができたときには議会のほうにもご説明させていただきたいと思っております。

○ 小林博次副委員長

それはそれでええけど、それと、ブランド化をした豚が、販路はこの地域もしくは日本

国やな。どこがターゲットに絞っているの。

○ 水谷商工農水部理事

豚の場合は基本的には肉屋さんとの相対取引がほとんどでございますので、四日市を中心に北勢地域の肉屋さん、それから一部関東と静岡の肉屋さん、この範囲で、この北勢地域、特に四日市の豚については流れております。

○ 小林博次副委員長

大体そんな感じやと思うんやけど、あそこの豚についても、T P Pに対応して増産したりそういう計画がないと対応できやんと思うけど、これから急いでいかんと、準備があるよね。だから、その辺また資料か何か、指導方向が確認できるんなら示してもらいたいと思うよ。

○ 水谷商工農水部理事

今すぐにはちょっと無理だと思いますので、こういう形でこういう方向へ持っていくというような資料、国の対策のほうの補正対応も今出てきておりますもんで。それと28年度の来年度予算の関係もありますもんで、それにどう対応していくかということで見えてきましたらまた委員会のほうへ、議会のほうへ資料と、説明させていただきます。

○ 森 智広委員長

他によろしいですか。ちょっと意見なんですけれども、この前一般質問でも少し言ったんですけれども、ふるさと納税の部分で牛肉とかお肉ってすごい人気じゃないですか。四日市のふるさと納税のラインナップにぜひとも入れていただきたいなど。物でつるというのもあれなんですけれども、実際そういう状況になっていますから、ぜひともこういうお肉とかのラインナップを入れてもらいたいなど、こう思いますので、ぜひ検討、部局は変わりますけれども、商工農水部から要請をお願いします。

よろしいですか。他にないですか。

(なし)

○ 森 智広委員長

でしたら、これで市内の畜産業についての所管事務調査を終了します。

本日の議題は全て終了いたしました。お疲れさまでございました。理事者の方はご退席ください。委員の方はもうしばらく残っててください。

再開します。まだ今後の予定を確認した上で、少しきょう中にやれることをやっておきたいなと思っています。まず、あす、橋北交流施設に関する連合審査会が朝10時から全員協議会室でありますので、あすの朝は直接全員協議会室にお集まりください。そして、その後、市立四日市病院の現状報告を行います。これが連合審査会が終わった直後か昼一になるかわかりませんが、そういった予定であります。あしたはその二つだけで、あさってが10時から市立四日市病院の本審査という流れであります。ですから、あと2日使えますけれども、かなり休憩が入るという状況ですので、お含みおきください。

そして、まず事務的なことだけきょう中に終わらせていただきたいと思っております。まず休会中の所管事務調査についてであります。議会報告会が3月28日にあります。その議会報告会の市民意見のフィードバックについて確認する関係上、産業生活常任委員会の日程を確保する必要があります。お手元に日程案を四つ提示しております。休会中の常任委員会については原則として火曜日の午後もしくは木曜日の午前中に開催するよう努めることが確認されておりますので、そういった候補となっております。

まず、休会中に個別のテーマで所管事務調査をするかどうかですけれども、今回も畜産業についてこのタイミングでやっていますし、特段何かやるべきものがありましたらご提案ください。やりたいなど。ないようでしたら、今回もう畜産業しましたので、休会中は議会報告会のフィードバックのみとさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 森 智広委員長

そうしたら1日だけ所管事務調査の日程を確保したいと思います。手帳を皆さんお持ちですか。ないなら休憩入れますけれども、ありますか。

でしたら、上の予定、上から候補を聞いていきたいと思えます。4月12日の午後予定のあります方いらっしゃいますか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ないということで、4月12日の午後1時半からを所管事務調査の日程といたします。

○ 諸岡 覚委員

どうせやったら午前中に終わったほうが1日きれいに使えるんじゃないかと思うんだけど、2案はどうでしょうか。

○ 森 智広委員長

4月14日のご提案がありましたので、確認します。

14日の午前はどうですか。だめな方。皆さんよければ14日にさせていただきますけれども、よろしいですか。

14日の午前ですね。では、4月14日午前中、10時に所管事務調査を行います。議会報告会の市民意見のフィードバックのみとなりますけれども、お集まりください。

次、続きまして、今回の2月定例会議会の議会報告会について確認を行います。議会報告会は3月28日、月曜日、午後6時半から海蔵地区市民センターで行います。

そしてまた、シティ・ミーティングのテーマは地場産業について取り扱います。

議会報告会当日の進行についてですけれども、いつもどおりでよろしいでしょうか。議会報告会とシティ・ミーティングの司会を1期生のお二人で分担していただいて、議会の報告を私がさせていただきます。そのほかは適宜先輩方がお答えいただくということでよろしく願いいたします。

でしたら、本日の委員会は全て終了しますので、またあす、あさって2日ありますけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

15：36 閉議